

令和5年第10回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月17日(火) 午前9:00～

2. 開催場所 議会委員会室

3. 出席委員(12人)

会長	1番	宮永 誠
副会長	2番	森 清弘
	3番	福山 宣太
	4番	田中 秀樹
	5番	義山 太志
	6番	
	7番	平山 純一郎
	8番	富本 太地
	9番	
	10番	實 穰二
	11番	政岡 廣子
	12番	柿山 あゆみ
	13番	中 佐奈枝
	14番	谷村 里香

推進委員(5名)

1番	
2番	幸山 真悟
3番	常 隆造
4番	實村 秀樹
5番	東 翼
6番	重 翔太

4. 欠席委員 6番 藤島 正廣、9番 樺山 哲博
欠席推進委員 1番 琉 将士

5. 議事日程

- 第1 農地法第3条許可申請について(8件)
- 第2 農地法第5条許可申請について(3件)

第3 非農地証明願いについて（2件）

6. 農業委員会事務局員

事務局長 豊島 克仁
主 事 酒勺 英樹

会議の概要

事務局 おはようございます。定刻になりましたので只今から令和5年第10回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。

はじめに会長のご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。新庁舎初の総会ということでまた気持ちを新たにしていきたいと思えます。

また、本日は新たな推進委員も加わり（補足：都合により本日が総会初出席の推進委員1名。他の推進委員同様7月20日付け委嘱。）、これで全員参加になりましたので、またですね。皆さん一丸となってですね。

先程、経済課の方からもありましたが（補足：総会開会前に経済課より説明あり。）、農振地に関しましてはですね。本当に2年前ですね。こういう40何年前の農振地を未だに使っているのかということで問題になるよということで話しをしたら、経済課の課長を褒めるわけではないですが、課長がすぐにですね。それはすぐやるよということでですね。して現在に至る訳なんです、やはり時代に沿って、やはり農振地というのも変わっていくのが当たり前だと思いますので、やはりその時代その時代に合った農業の農地の守り方。また我々の職務だと思っていますので、また皆様方のご協力を賜りながら進めてまいりたいと思えます。

それでは、時間も定刻も過ぎておりますので、早速、総会の方に入らせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

事務局 宮永会長ありがとうございます。本日は農業委員14名中12名の委員が出席しており定数に達しましたので総会は成立いたします。また、推進委員6名中5名が出席されています。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は宮永会長にお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。まず、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが議長から指名させていただく事にご異議ございませんでしょうか。

【異議なし】

議長 はい、ありがとうございます。それでは、議事録署名委員は、12番委員、13番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事務局職員の酒勺氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 説明の前に資料の訂正をお願いします。農地法第3条許可申請受付番号63号なのですが、こちら、5番委員と8番委員が調査した結果、農地を取得後、駐車場として利用するというので、取下げしていただいて来月に転用申請として新たに提出していただくことになりましたので、今回は取下げということをお願いします。

それとこういう案件が多いということで小さい畑ですね。2畝、3畝、それくらいの畑は、けっこう農振法、農地法ができる前に家が建ってた。その後、取り壊してまた新たに家を建てたり駐車場にする案件がけっこう増えてきそうな感じがしますので来月からですね。3条申請を提出していただく際に新たな添付書類として、営農計画書と確約書というのを新たに提出してもらうような形にしましたので。ホームページでいろいろ検索すると鹿屋市の農業委員会の方に良いのがありましたので、それを基に提出していただいてこのような案件が無い形に持っていきたいと思しますので、また調査する際にですね。取得後、本当に農地として使うのかどうかというのも委員さんの方でも確認の方をよろしくをお願いします。それでは、説明に入りたいと思います。

今月の「農地法第3条許可申請」は、1議案8件です。

議案第1号について、受付番号63号から受付番号70号は、所有権移転に関する件です。受付番号67号については、譲受人は古里在住で、譲渡人は滋賀県在住です。申請農地は大字古里の畑で面積は852㎡となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号68号については、譲受人は古里在住で、譲渡人は滋賀県在住です。申請農地は大字古里の畑で面積は852㎡となっています。申請事由といたし

ましては、贈与です。

次に受付番号65号については、譲受人は検福在住で、譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字検福の畑で面積は3,514㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号66号については、譲受人は検福在住で、譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字検福の畑で面積は652㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号69号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人も伊仙在住です。申請農地は大字検福と伊仙の畑で面積は9,691㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号64号については、譲受人は阿権在住で、譲渡人も阿権在住です。申請農地は大字阿権の畑で面積は3,334㎡となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号63号については、譲受人は糸木名在住で、譲渡人は神奈川県在住です。申請農地は大字糸木名の畑で面積は438㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号70号については、譲受人は徳之島町在住で、譲渡人は崎原在住です。申請農地は大字小島の畑で面積は1,352㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

受付番号63号から70号は、別添の調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは、只今の説明に関連して、受付番号67、68号一括して、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番 農地法第3条許可申請67号、68号について、ご説明します。先日、8番委員、1番推進委員と共に調査をした結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので、皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

なお、現状としては、キビを植えられている状態です。よろしく申し上げます。

8番 只今、2番委員からのご説明のとおりでございます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。これより受付番号67、68号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号67、68号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号67、68号は、原案のとおり決定いたしました。次に受付番号65、66、69号一括して、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2 番 農地法3条許可申請65号、66号、69号について、ご説明します。先日、9番委員と1番推進委員と共に調査をした結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので、皆様方のご審議よろしく申し上げます。現状としては飼料畑として使用してるんですけど、66号の方がブロック塀とか崩れたのがけっこう散乱してたりとか殆ど手付かずの状態除草剤を蒔いて焼いたりとかそういう状態でそこは荒地に近い状態になっています。本人に電話したら、きれいにして草をそのまま植えていくという返答でした。以上です。よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、受付番号65、66、69号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号65、66、69号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、65、66、69号は、原案のとおり決定しました。次に受付番号64号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

13番 農地法3条許可申請64号についてご説明します。先日、14番委員と6番推進委員と共に調査した結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので

皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。

なお、現況としましては、親から子に引き継いでるという形で、5、6年前から作物を作っているということでサトウキビを引き続き栽培している状態です。

以上です。

14番 只今、13番委員のご説明のとおりです。皆様方のご審議よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより受付番号64号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。受付番号64号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、受付番号64号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号63号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願ひいたします。

10番 農地法第3条許可申請63号について、説明いたします。先日、12番委員と5番推進委員と共に調査をした結果、異常ありませんので審議よろしくお願ひします。現状としましては、耕運してありました。草を植えるそうです。以上です。

12番 只今、10番委員のご説明のとおりです。皆様方のご審議よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。これより受付番号63号について、質疑に入りますが何か質問等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。受付番号63号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号63号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号70号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

12番 農地法3条許可申請70号について、ご説明します。先日、10番委員と5番推進委員と共に調査をした結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしく申し上げます。なお、現況といたしましては、今期からジャガイモを植えるそうで、新しく赤土をいれて整地している途中でした。

10番 只今、12番委員の説明のとおりです。皆様の審議よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。これより受付番号70号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号70号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号70号は、原案のとおり決定しました。
これで日程第2議案第1号「農地法第3条許可申請について」を終了します。
次に日程第3議案第2号「農地法第5条許可申請について」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の「農地法第5条許可申請」については、1議案3件です。
議案第2号受付番号10号については、牛舎建設のためです。申請地には既存の牛舎があり、増頭計画のため施設の増設になります。こちらは、8月の総会後に農振除外の手続きを終えているので、農地区分としては第2種農地のその他の農地に該当すると思われるので問題無いかと思われます。
次に受付番号8号についても牛舎建設のためです。こちらも増頭計画のための施設増設になります。こちらは7月の総会後に農振除外の手続きを終えているの

で、農地の区分といたしましては第2種農地のその他の農地に該当すると思われるので問題無いかと思われま

す。次に受付番号9号につきましては、一般住宅建設のためです。こちらは、6月の総会後に農振除外の手続きをしております、今、手続き中という段階です。申請地周辺には、家屋や保育園、小中学校等があることから農地区分といたしましては、第3種農地の市街地内農地に該当すると思われるので問題無いかと思われま

す。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは、受付番号10号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

7番 農地法第5条許可申請10号について、ご説明いたします。先日、9番委員、4番推進委員と共に調査した結果、何の問題も無く申請書のとおりでございます。皆様方のご審議よろしく申し上げます。なお、先程、事務局から説明があったように8月総会で転用許可が出ているところです。そして、現状は、ローズ、牧草畑でした。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、受付番号10号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。受付番号10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、受付番号10号は原案のとおり決定しました。次に、受付番号8号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3番 農地法第5条許可申請8号について、説明いたします。先日、4番委員、3番推進委員と共に調査した結果、何の問題も無く申請書のとおりでございますので皆様方のご審議よろしく申し上げます。現状は、牧草地で現在の牛舎の隣りの土地になります。以上です。

4 番 8号につきまして、只今、3番委員のご説明のとおりでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、受付番号8号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号8号は原案のとおり決定いたしました。
次に、受付番号9号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番 農地法第5条許可申請9号について、ご説明いたします。先日、12番委員と6番推進委員と共に調査した結果、何ら問題無いと思いますので皆様、審議よろしくをお願いします。

現況としましては、ユンボをいれて整地してありました。よろしくをお願いします。

12番 只今、10番委員のご説明のとおりです。皆様方のご審議よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、受付番号9号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号9号は原案のとおり決定しました。
これで日程第3議案第2号「農地法第5条許可申請について」を終了します。
次に日程第4議案第3号「非農地証明願いについて」を議題に供します。
事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明願いについては、1議案2件です。議案第3号について、受付番号3号と4号は、お手元の資料のとおりです。

3号につきましては、先月の申請の際に、現状は1筆なのですが、そちらに地番が3つふられていたみたいで1筆だけ漏れていたということで今回、申請があがっています。

4号につきましては、既に宅地、家が建っているところで数年前に一度、申請者が購入された際に3条で購入をしているんですが、その際にもう既に家が建っているということで今回、宅地への変更ということで申請があがっています。

以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、受付番号3号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番 非農地証明願いについて、第3号について、ご説明いたします。こちらには調査不要と書いてありますが、先程、事務局のご説明のとおり、前回。前回の隣の農地です。皆さんでも見て、確認してありますので、今回は、地主さんに朝、確認してまいりました。そういうことで問題無いかと思われますので皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

1 番 非農地証明願い3号について、ご説明いたします。只今、11番委員のご説明のとおりですので皆様方のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、受付番号3号について質疑に入りますが、何かご意見等ございましたか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号3号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号3号は、申請書のとおり決定いたしました。
続いて受付番号4号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3 番 非農地照明願い4号について、説明いたします。先日、4番委員、3番推進委員と共に調査した結果、現状、先程、事務局からあったとおり、古くから建っている状況でして、農地として利用できないので何ら問題無いと思われま。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

4 番 4号は、只今、3番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、これより受付番号4号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号4号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号4号は、申請書のとおり決定いたしました。これで日程第4議案第3号「非農地証明願いについて」を終了いたします。これで議事は終了いたしました。その他に入りますが、皆様方から何かございませんか。

事務局 今回の非農地証明でも出てたんですが、3条取得後、既に調査の時に家が建っているパターンが多くある。今後も増えてくると思うんですが、その際にはですね。一度ですね。農家さんからこの土地を買おうと思うんだけど、どの申請かという相談とかがあった場合はですね。一度、農業委員会の方にご相談してくださいということを伝えていただいて、もし既に家が建っているのに3条申請というのは、ちょっとおかしくなるので。3条申請というのは、あくまでも耕作目的での申請になりますので、ちょっと手続きがおかしくなってきた、1回、登記が戻って、変えてさらに元に戻して、登記をし直しとか二重三重の手続きが発生した

りするので、その辺はちょっと回答に困った際は、農業委員会の方に一度、ご連絡をしていただければと思います。

あと、活動記録簿なんですが、月10日というふうになっているんですが、月10件という形で良いので。まず、例えば農家さんから相談を受けました。まず相談を受けた際に1件ですよ。それを事務局に確認してみます。ということで同じ案件でも2件ということになります。事務局に確認したものをまたさらに農家さんに回答しました。で3件というふうな形で、一つの案件で3件分稼げますので。月10日が最低ラインですので。そういう形でできるだけ活動記録簿の活動日数を増やしていただければ、その分、皆さんの報酬にも反映されてくるようになりますので、そのへんはできるだけ、ちょっとしたことでも活動記録簿に書いていただければと思います。

議長 農家に今から行きますよとか。いついつしますとかも1件。ということですのでお願いします。

あと何ヶ月前だったかな。農業委員としてですね。新たな農業委員も変わりました。というかなったんで。前回の農業委員の時に4番委員が伊仙町の農家の声を。皆さんも廻ってて、どうあれだよとこうしてほしいなという意見。これは農地のあれなんだけど、そうじゃなくしてどうしてほしいとかこういうところが足りないよとかいう声を聞くと思うんですが、そういうのを4番委員が農業委員会で纏めて、町に農家の声はこうだよと要望書を作成しようという話しを1回したんですね。前回、メモしたのを今日でまた意見があるのであれば、毎回、都度で良いので、何かこうしてここがこうだよとか声があるのを全部纏めてきれいな形で皆で最後揉んでそしてしっかり町長の方に農業委員会から農家の声ということで要望書を来年あたり出せたらなというふうに思っていますので、皆様方、こういうところがあれだよとかよその町はこうしてるけど伊仙町もこうできないのとかそういうのがあればですね。いろんな農業面においてですね。それが全部通る訳ではないですけど、こうしてほしいという要望書を農業委員会で作成しようということで今、話しをしていますので、また皆様方、ご意見等ございましたら、ぜひよろしく願いいたします。以上です。

他にございませんか。無いですね。それでは、終了いたします。

お疲れ様でした。